



令和 8 年 7 月 13 日
総合政策局地域交通課

「令和 8 年度『交通空白』解消パイロット・プロジェクト（第 2 弾）」 の公募開始について ～「交通空白」解消は成長投資～

国土交通省では、「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」を設立し、官民関係者の幅広い連携をもとに、全国各地において「交通空白」の解消に向けた取組を進めています。この度、同プラットフォームの取組の一つである「『交通空白』解消パイロット・プロジェクト」について、令和 8 年度における実証事業を実施する者を公募します。

1. 概要

令和 6 年 11 月に設立した「交通空白」解消・官民連携プラットフォームでは、先進的な知見や技術の活用により全国で「交通空白」の解消に取り組むロールモデルを「『交通空白』解消パイロット・プロジェクト」とし、事例の創出と展開を進めることで、全国的な交通課題の解決を目指してきたところです。

この度、「令和 8 年度『交通空白』解消パイロット・プロジェクト（第 2 弾）」として、住宅政策やまちづくりと連携した地域公共交通の確保、共同経営の推進及び高度化等に係る複数の取組を実施することで、地域における課題やその対応方法・手順等を整理するとともに、全国に展開できるようなノウハウを創出し、もって全国の「交通空白」の解消を図ることを目的とし、今回事業者を公募するものです。

また、先日公募を締め切らせていただきました令和 8 年度「交通空白」解消パイロット・プロジェクト（第 1 弾）につきましても、第 2 弾と併せて改めて公募します。

2. 募集対象

① 複数分野と連携した共同化・協業化

② 都道府県主導の体制構築

※ ①②は第 1 弾の公募内容と同様です。

③ 住宅団地再生

住宅団地における住民の高齢化や空き家・空き地の発生などの課題に対し、住宅団地近隣のバス停・鉄道駅や病院・商業施設等をつなぐ公共ライドシェアや乗合タクシーの導入などの新たな移動手段の確保や既存バス路線の再編等を行うとともに、そのプロセスにおける課題やその対応方法・手順等を整理し、共通の課題を抱える地域に展開できるようなノウハウを創出する事業

（ただし、空き家等を改修した交通待合施設を兼ねた生活利便施設の活用などの既存ストックの改修等による住宅団地のハード整備または住宅団地再生の取組に向けた体制整備等※と併せて実施するものに限る）

※団地再生に取り組む住民組織の構築、地域課題の調査検討、地域住民の機運醸成、整備計画・事業計画の作成等

④ 持続可能なまちづくり

立地適正化計画を始めとするまちづくり計画を踏まえつつ、居住や都市機能の誘導による「まちの拠点」として位置づけられた地域において、滞在性・回遊性の向上、外出の目的づくりの取組と併せて、拠点間の移動を補完・強化する公共ライドシェアや乗合タクシーの導入などの新たな移動手段の確保や既存バス路線の再編等を行うとともに、そのプロセスにおける課題やその対応方法・手順等を整理し、共通の課題を抱える地域に展開できるようなノウハウを創出する事業

⑤ 共同経営の推進・高度化

複数の交通事業者間における、ゾーン運賃・均一運賃の導入、運賃プールによる収入分配、車両、営業所、運行管理機能等の共同調達・共同利用などについて、共同経営計画の策定も見据えつつ、独占禁止法特例法の適用対象となる範囲や留意すべき事項といった制度上・実務上の具体的な課題や対応方策を整理するとともに、具体的な対応方策についてシミュレーション等を実施した上で、今後の取組の方針や留意点を整理する事業

3. 事業スキーム

対象事業は、公募により事業提案を募集し、国土交通省及び有識者等から構成される選定委員会を経て、実施事業を選定します。（本年 8 月下旬頃予定）

選定された事業の応募主体は、国土交通省が別途本プロジェクトの事務業務を委託する事務局（株式会社みずほ銀行）と受委託契約を締結し、事業を実施します。実証事業に要した経費については、事務局より拠出します（上限：4,000 万円/件）。

4. 公募期間

令和 8 年 7 月 13 日（月）～ 8 月 6 日（木） 16:00

5. 公募要領・応募様式等について

公募要領や応募様式等については、7 月 13 日（月）14:00 より「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム特設サイトに掲載しています。

なお、7 月 16 日（木）にオンラインで公募説明会を開催します。詳細は特設サイトでご案内します。

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム特設サイトページ

<https://kaisyopf.mlit.go.jp/>

6. 採択時期について

令和 8 年 8 月下旬頃

※採択決定後、事務局と事業実施に係る契約を締結し、事業開始となります。詳細は採択事業者にお知らせします。

【お問い合わせ先】

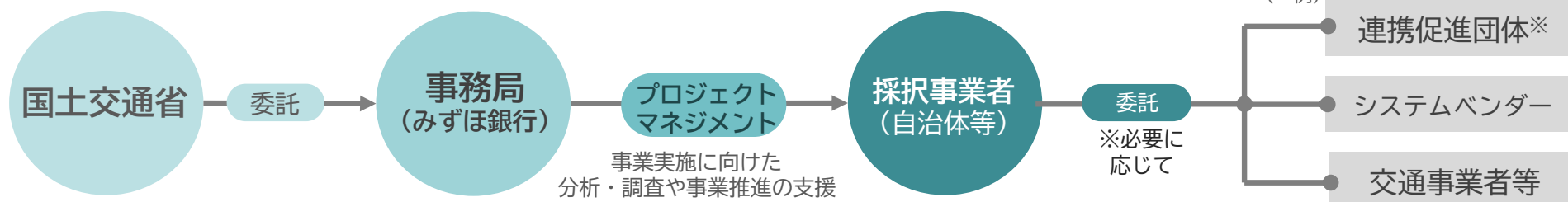
総合政策局地域交通課 担当：小林・鈴木・金田・瀧本・阿南

03-5253-8111（内線 54-804,54-817,54-823,54-824,54-825） 03-5253-8987（直通）

- 人口減少・高齢化に伴い、公共交通の担い手不足による供給制約が強まる一方、医療・福祉・教育・買物等生活に不可欠な分野のサービスの持続性確保のため、病院・学校等の統合・集約が急速に進展するなど、移動需要は増大。
- こうした課題に対応し、移動手段を確保して地域の暮らしを安定させるため、データ活用等によりこれら分野に係る移動の需給を集約化・統合調整し、あらゆる地域輸送資源※のフル活用を推進する必要。加えて、複数市町村でフル活用の取組を検討・実行していくためには、都道府県の主導のもとで体制を構築することが有効。
※交通事業者等の持つ輸送資源に加え、他分野の施設等が保有する施設送迎に係る人員・車両等
- また、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域の活力を維持するとともに、地域住民が不便なく安心して暮らせるよう、住宅政策やまちづくりと連携した地域公共交通の確保を推進する必要。
- このほか、交通事業者の現下の人手不足の中、限られたリソースを有効活用しつつ、利便性・生産性・持続可能性を向上していくためには、共同経営の取組をより一層推進するとともに、その内容について高度化を図っていくことが有効。
- 上記のような取組等について、実証事業の中で、地域における課題やその対応方法・手順、地域社会への波及効果等を整理することで、全国に展開できるようなノウハウの創出を図る。

パイロット・プロジェクト（実証事業）の流れ

（各事業上限 4,000万円）



実施体制



- 選定された事業の進捗等は国土交通省及び事務局においてマネジメント、フォローアップを実施。
- また、事業審査や実施報告時等においては、関係省庁等と交え事業内容の確認を実施し、一体で取り組む。

公募期間



（※）自治体と連携し、関係者の連携・調整を図りながら地域交通施策の推進に貢献する外部組織

- **第1弾：地域輸送資源のフル活用**
5月18日（月）～6月15日（月）16:00（必着）
- **第2弾：第1弾の内容に加え、以下2テーマを募集**
住宅政策・まちづくり連携、共同経営
7月13日（月）～8月6日（木）16:00（必着）

第1弾の内容と同様

事業イメージ

①医療・福祉・教育等の交通以外の複数分野と連携し、地域輸送資源※の共同化・協業化等により地域住民等の移動手段を確保するため、地域における課題やその対応方法・手順等を整理し、地域の実情を踏まえた交通サービスの提供に向けて取り組む事業

※交通事業者等の持つ輸送資源に加え、他分野の施設等が保有する施設送迎に係る人員・車両等

②都道府県の主導のもと、複数市町村でフル活用の取組を検討・実行していくための体制の構築を行う事業

支援対象



①地方公共団体(※都道府県が申請する場合は、事業実施地域内の市区町村との共同申請が必須)、地方公共団体を中心に構成される協議会等

②都道府県

※地域の家族送迎負担や、それに伴う労働機会損失、世帯所得・消費の低迷、子どもの学習・体験機会の喪失、高齢者の健康面への影響・社会保障費増大、観光消費の減退といった地域への悪影響がどの程度緩和されるか、波及効果の測定を行う事業について、高く評価

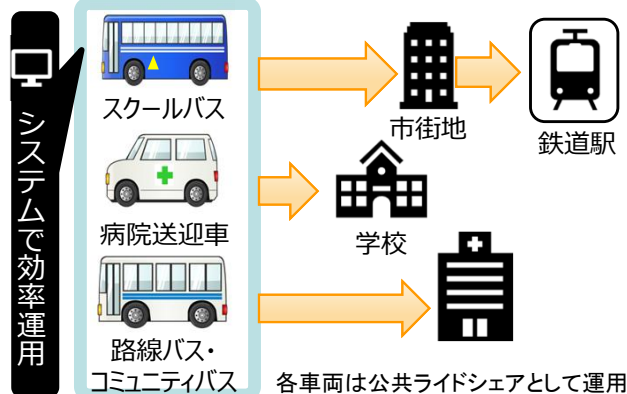
支援対象経費



- ・事業実施に向けた基礎データ収集や分析等の調査費
- ・輸送資源を共同活用し提供する場合の実証運行経費
- ・共同で使用する輸送施設やICTシステムの導入、ドライバー確保等に係る経費
- ・合意形成のための会議等の運営費 等

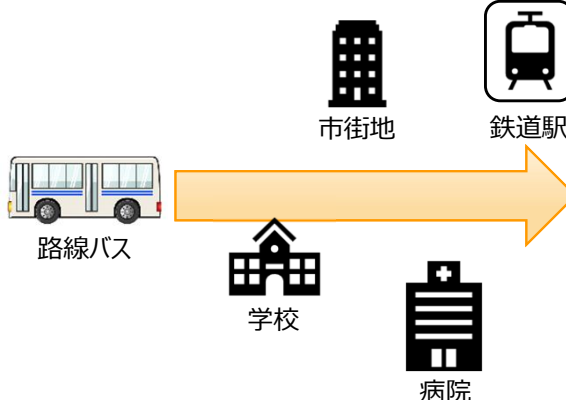
イメージ例①-1：需給を統合調整

各分野の車両と運転手の空き時間を他の用途に活用出来るよう調整



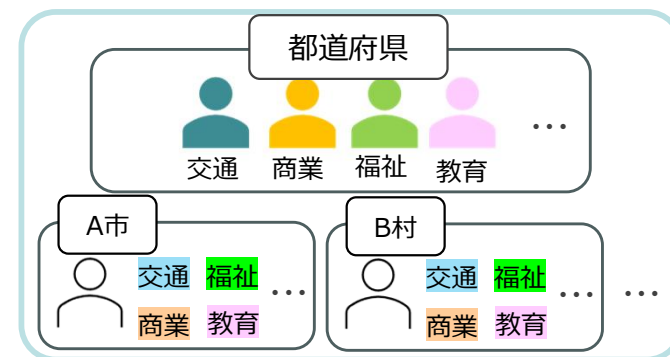
イメージ例①-2 需給を集約

交通モードを路線バスに一本化し増強。
各需要の利用者で共同利用(混乗)



イメージ例② 都道府県主導の体制構築

都道府県内の関係部局に加え、複数市町村も参画の上、分野横断的に地域の移動手段を確保するための検討体制を構築



住宅政策・まちづくりと連携した地域の移動手段の確保

事業イメージ

③住宅団地再生

住宅団地における住民の高齢化や空き家・空き地の発生などの課題に対し、住宅団地近隣のバス停・鉄道駅や病院・商業施設等をつなぐ公共ライドシェアや乗合タクシーの導入などの新たな移動手段の確保や既存バス路線の再編等を行うとともに、そのプロセスにおける課題やその対応方法・手順等を整理し、共通の課題を抱える地域に展開できるようなノウハウを創出する事業

(ただし、空き家等を改修した交通待合施設を兼ねた生活利便施設の活用などの既存ストックの改修等による住宅団地のハード整備または住宅団地再生の取組に向けた体制整備等※と併せて実施するものに限る)

※団地再生に取り組む住民組織の構築、地域課題の調査検討、地域住民の機運醸成、整備計画・事業計画の作成等

④持続可能なまちづくり

立地適正化計画をはじめとするまちづくり計画を踏まえつつ、居住や都市機能の誘導による「まちの拠点」として位置づけられた地域において、滞在性・回遊性の向上、外出の目的づくりの取組と併せて、拠点間の移動を補完・強化する公共ライドシェアや乗合タクシーの導入などの新たな移動手段の確保や既存バス路線の再編等を行うとともに、そのプロセスにおける課題やその対応方法・手順等を整理し、共通の課題を抱える地域に展開できるようなノウハウを創出する事業

支援対象



- ・地方公共団体
- ・地方公共団体を中心とした協議会等
- ・住宅団地の開発・管理や不動産・都市開発を事業として行う民間事業者等
(※市区町村長の推薦が必須)
- ・住宅団地内の住民を中心とした協議会等

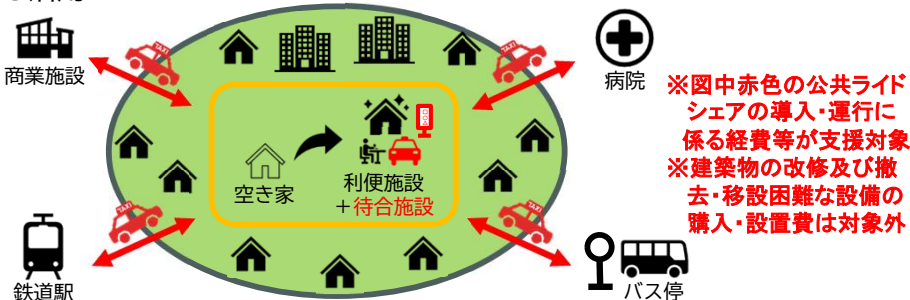
支援対象経費



- ・事業実施に向けた基礎データ収集や分析等の調査費
 - ・合意形成のための会議等の運営費
 - ・交通サービスの実証運行経費 等
- ※建築物の改修及び撤去・移設困難な設備の購入・設置費は対象外

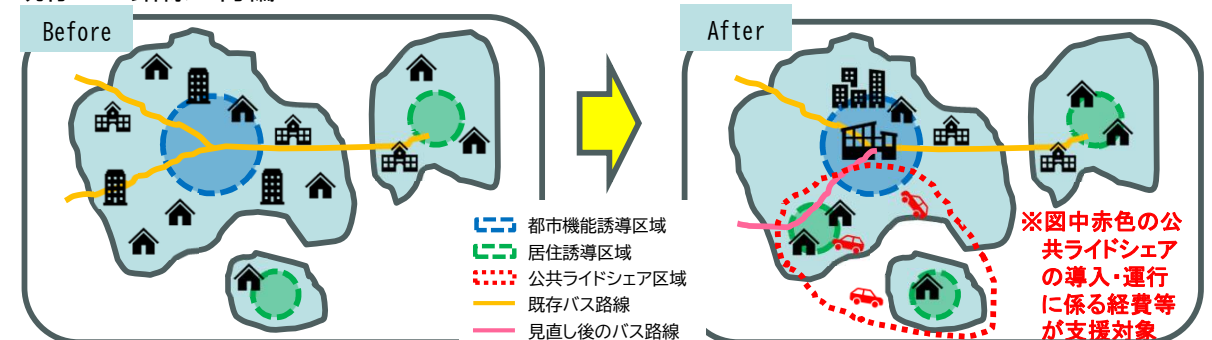
イメージ例③

団地近隣のバス停・鉄道駅や病院・商業施設等をつなぐデマンド交通（公共ライドシェア）を導入。団地内の空き家を子育て支援施設として改修して活用しつつ、同施設を新たなデマンド交通の待合所としても活用



イメージ例④

街路空間を活用したウォカブルなまちづくりに取り組む拠点（青点線）と、地域住民が暮らす拠点（緑点線）間の移動手段として新たにデマンド交通（公共ライドシェア）の導入や既存バス路線の再編



事業イメージ

⑤ 共同経営の推進・高度化

複数の交通事業者間におけるゾーン運賃・均一運賃の導入、運賃プールによる収入分配、車両、営業所、運行管理機能等の共同調達・共同利用などについて、共同経営計画の策定も見据えつつ、独占禁止法特例法の適用対象となる範囲や留意すべき事項といった制度上・実務上の具体的な課題や対応方を整理するとともに、具体的な対応方策について、シミュレーション等を実施した上で、今後の取組の方針や留意点を整理する事業

支援対象

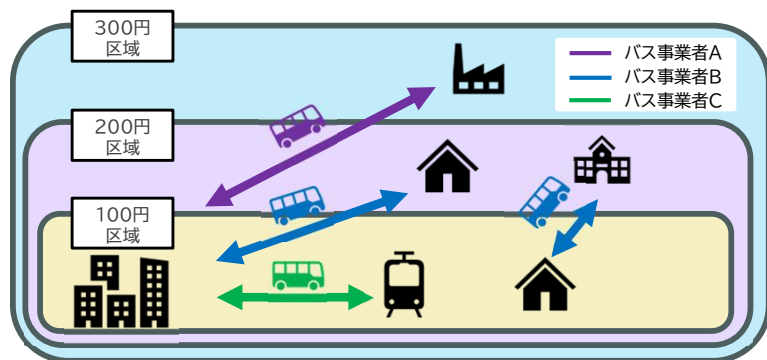
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公共団体及び複数の交通事業者等を構成員として含む協議会等

支援対象経費

- ・ 事業実施に向けた基礎データ収集や分析等の調査費
- ・ 合意形成のための会議等の運営費
- ・ 交通サービスの実証運行経費 等

イメージ例⑤-1

複数の区域を設定し、乗車してから下車まで途中の乗り換えを含め、一定の区域内の移動における同一運賃の導入にあたり、運賃水準や使用者負担への影響を整理



イメージ例⑤-2

既存の運賃体系のままでバス路線再編やダイヤ調整を行うにあたり、運行回数や運行距離に応じた運賃収入分配の実施に向けたシミュレーションを実施

